

明治元年における建築・土木組織について

～幕府作事組織から新組織への移行過程

東京都公文書館 史料編さん担当

小粥 祐子

1 はじめに

王政復古により姿を現した新しい権力は、戊辰戦争を戦いながらも次第にその体制を固め、東京奠都、すなわち、京都から東京への実質的な首都の移動を慎重に進めていった。これに伴い、明治政府は首都・東京という新しい都市を建設することになる。

現在、日本の近代建築史について書かれた文献の多くは、嘉永7年（1854）の日米和親条約締結に端を発する開国により、欧米・西洋の建築文化が流入したという記述から始まる。また、政府の建築組織についても、明治2年（1865）の大蔵省営繕司から始まることが多い。

しかし、開国後の江戸、明治維新後の東京に、突然、西洋風の建築が建ち並んだわけではない。皇居は旧江戸城西丸仮御殿を、東京府庁舎は旧大和郡山藩上屋敷を、迎賓施設「延遠館」は旧幕府の海軍施設「石室」を転用したことから明らかなように、明治時代初期は、江戸時代に建てられた建物の用途を変え使用した。町の整備も同様で、それまでの江戸の町をベースにしながら、新たな近代都市・東京を作り上げていった。これらの建築・都市の整備過程では、何らかの新しい組織が必要であることは想像できよう。

明治時代初期の土木・建築組織については、建築史研究において田中義次と藤尾直史による先行研究がある。田中は、政府の組織について、政府および各官庁により明治22年（1889）に編纂された『法規分類大全 第1編、官職門』『法規分類大全 第2編、官職門』『大蔵省沿革志』『工部省沿革報告』や各関係官庁の通達書類を基に、明治前期における営繕事務官制の変遷について明らかにしている¹。この中で、明治前期の営繕事務官制は「大蔵省時代以前」「大蔵省時代」「工部省時代」「臨時建築局時代」の四期からなるとし、建築・土木の事務が組織に含まれるのは、慶応4年＝明治元年（1868）1月17日に設置された「会計事務課」で、その後、同年2月3日に「会計事務局」に移され、同年閏4月21日に「会計官」の中に「営繕司」が設置されたと述べている²。「営繕」とは、建築を新築したり修理することを意味する。

藤尾は、明治初年の築地居留地整備における用達職人および商人による請負工事の実態について論じている³。

しかし、田中は、大蔵省および工部省営繕へとつながる組織の変遷を時系列で整理しているにすぎず、「大蔵省時代以前」の営繕について、「大蔵省時代以前の記録としては大蔵

省沿革志中の営繕寮の項に明治元年閏4月21日営繕司設立以後のことが見えて居るが多くは人事及び治水工事関係のものであって建築関係の事柄は餘り見えて居ない」と述べている。藤尾は、築地居留地整備に直接関わっていると考えられる政府の建築・土木組織そのものについては触れていない。

一方、当館蔵・重要文化財『東京府文書』を概観すると、慶応4年＝明治元年（1868）時点で、首都・東京を作り上げるために、政府の組織とともに、同年7月に誕生する東京府の中にも同様の組織があったことがわかる。また、政府と東京府、それぞれの組織は、幕府の組織を引き継ぎながら成り立っていったことが見えてくる。そこで、本稿は、明治元年時点の政府と東京府の土木・建築組織について、幕府組織から新組織への引き継ぎ、つまり移行に焦点をあて明らかにすることを目的とする。

2 幕府の建築・土木組織

先述のように、本稿の目的は、政府と東京府の土木・建築組織が、幕府組織から引き継がれた一端を明らかにすることである。このため、まず幕府組織について概略を述べる。

2-1 作事・小普請・普請の三役所

幕府の建築・土木組織は、普請・作事・小普請方の三役所からなつた。普請方は石垣・堀・土塁、道、上水などを修理・造成する土木工事を担当し、作事・小普請方は建築工事を担当した。それぞれには、奉行を頂点に組織が形成された。

・普請方

普請奉行は、寛永9年（1632）に置かれたものの他の役職と兼職で、承応2年（1653）に定職となった。元文4年（1739）、それまで道奉行が管理していた上水を町奉行へ移管したが⁴、明和5年（1768）9月、再び、町奉行が管理していた上水および道奉行が管理していた道を普請奉行が管理することとなった⁵。普請方の組織は、未だ具体的に明らかになっていない。

・作事方

作事奉行は、寛永9年に置かれた⁶。作事方は、作事奉行を頂点とし、勘定役をはじめとする事務系と大工頭を頂点とした大棟梁・大工棟梁・大工肝煎からなる大工系とで組織されていた。（図1）

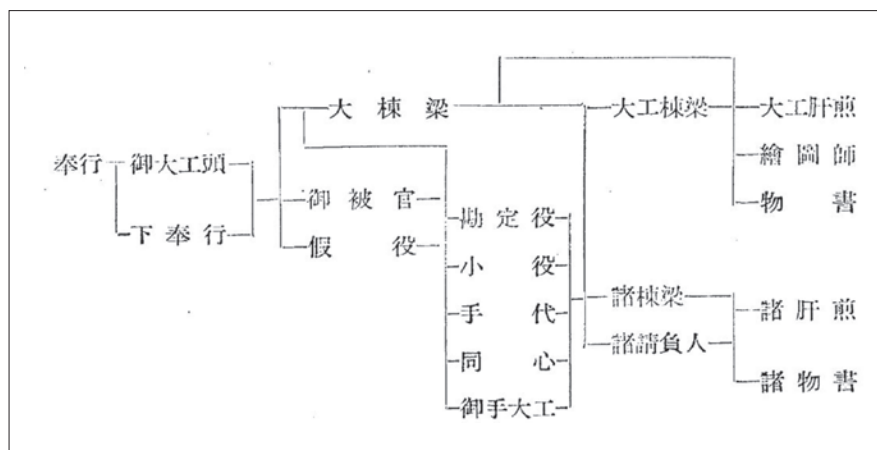
・小普請方

小普請奉行が史料上に出てくるのは、明暦年間（1655-57）以降で、元禄14年（1701）に正式に任命されるようになった。しかし、正徳2年（1712）に、一旦、廃止され再び、享保2年（1717）に置かれた。小普請方は、小普請奉行を頂点とし「小普請方」と小普請方改役という2系統から構成され、「小普請方」には専属の大工棟梁が属した。（図2）図2中には見られないが、小普請方には大工頭という職もあった。置かれた時期は明らかではない。

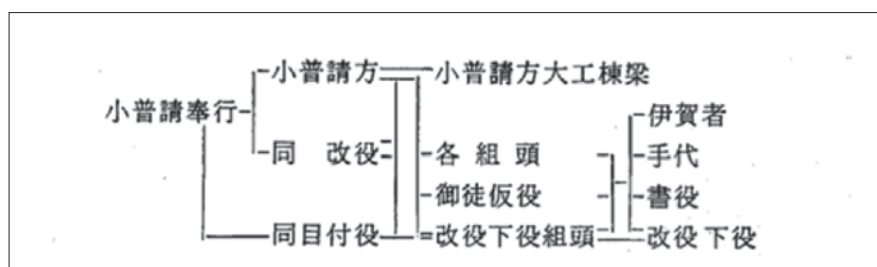
作事方と小普請方は、当初、作事方は新築工事、小普請方は修理工事というように役割を分担していた。しかし、幕府が開かれた頃に建てられた建築が耐久年数を迎えた寛文期（1661-1672）頃から修理工事が増えたことにより、作事方よりも小普請方の仕事量が増えるようになった。さらに、延宝期（1673-1680）になると小普請方が作事方を凌駕した。こうしたことから、仕事量が減った作事方大工棟梁たちが幕府に不均衡を訴え、享保3年

(1718) 5月27日、老中から作事方と小普請方の「御場所分け」が示された⁷。これによって、作事方と小普請方の担当する建物が明確に分けられることとなり、同時に役所による新築・修復の別がなくなった。

なお、普請・作事・小普請方は、一棟の建築物を建てる際、普請方は建築の基礎工事、作事・小普請方は建築工事というように協同して工事を行っていたことから下三奉行と呼ばれた。



【図1】作事方の組織
田邊 泰「江戸幕府作事方職制に就て」『建築雑誌』598、1935、
pp. 27-33 より転載



【図2】小普請方の組織
鈴木解雄「江戸幕府小普請方について」『日本建築学会論文報告集』60.2 巻、
1958、pp.657-660 より転載

2-2 幕末期の建築・土木組織の再編成

幕末になると、幕府は建築・土木組織の改編に着手した。文久2年（1862）6月15日、普請奉行・小普請奉行を廃止⁸、同年9月7日、小普請方大工頭・小普請方改役が作事下奉行の支配となり⁹、同時に小普請方大工頭は廃止された¹⁰。つまり、幕府の建築・土木組織は、文久2年9月時点で、全て作事奉行支配となったことになる。

3 幕府作事方から会計官營繕司への移行

3-1 会計官營繕司の誕生

慶応3年（1867）11月9日、王政復古により総裁・議定・参与の三職が設置され、慶応4年＝明治元年（1868）正月17日、三職のもとに、神祇事務・内国事務・外国事務・海陸軍務・会計事務・刑法事務・制度寮の七課が分課された¹¹。『明治職官沿革表巻第一

『職官部上』によると、会計事務課の職掌は、「戸口・賦役・金穀・用度・貢献・営繕・秩禄・公庫」であると書かれていて、「営繕」とあることから、田中の指摘にもあるように、当初、政府の建築組織は会計事務課の中に置かれたことが明らかになる。

この後、同年2月3日、三職はそのまま、先の七課が、総裁・神祇事務・内国事務・外国事務・軍防事務・会計事務・刑法事務・制度事務の八局に改編された。「営繕」は、会計事務局に引き継がれたと考えられるが、このことが明らかな史料は未だ見い出せていない。

さらに、同年閏4月21日、政府は総裁・議定・参与の三職を廃し、太政官を設け、さらに議定官・行政官・神祇官・会計官・軍務官・外国官・刑法官の七官に分け、各官には職務内容により司局を設けた（太政官七官制）。

土木・建築に関わる組織は、会計官の下に置かれた。会計官は、出納司・用度司・駅通司・営繕司・税銀司・貨幣司・民政司の七司局に分けられた。このうち、政府の土木・建築に関わる組織は会計官営繕司で、これまでのように一組織の中に含まれているものではなく、独立した組織である。

当初、会計官営繕司は京都にある幕府・修理役所に設置された¹²。その後、営繕司の支署が、明治元年7月14日に大坂川崎の幕府・破損方¹³、同年10月18日に東京呉服橋内にあった幕府・作事役所¹⁴に設けられた。営繕司の役所は、最終的に明治2年（1869）2月7日に東京を本署とし、京都の本署は出張所へと変わった。これに伴って、営繕司の庁舎は呉服橋内の役所へと移転した¹⁵。

つまり、営繕司は、幕府・作事役所をそのまま政府の庁舎として引き継いだことが明らかとなる。

3-2 会計官営繕司の組織

前項では、会計官営繕司が誕生するまでの経過を明らかにした。本項では、会計官営繕司の組織について明らかにしたい。

これまでに、会計官営繕司の組織について、具体的に記されたものはないが、明治元年に出版された幾つかの『官員録』および『大蔵省沿革志』から断片的に明らかになる。

慶応4年＝明治元年（1868）閏4月に太政官七官制となった時点で、会計局営繕司の役人は、知司事・判司事・権判司事からなった。『鎮台府一件〈常務掛〉』（請求番号：605.A5.06）によると、初代・営繕司知司事には、中井主水と甲斐左郎の二人が就任している。このうち中井主水は幕府・京大工頭の家系で、慶応3年（1867）時点では「作事奉行並」であった¹⁶。ただし、中井は、同年5月4日に罷免されている。（表1）表1は、『大蔵省沿革志』によって、明治元年中に営繕司知事に任命された人物名と任命日を整理したものである。

表2は、明治元年に出版された須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛版の『官員録』（以下、『官員録』（須原屋・和泉屋版）と記す）によって営繕司の組織を整理したものである。出版月日は明かではない。『官員録』（須原屋・和泉屋版）には、営繕司知判事に海福雪・廣瀬左衛門・河村與惣右衛門・鈴木忠右衛門の4人の名前が見られる。これを表1に当てはめると、明治元年10月14日時点の状況となる。また、『官員録』（須原屋・和泉屋版）は、大阪と東京在勤者の役人名が書き分けられていることから、10月に東京に支署が置かれた後の

表1 慶応4年=明治元年における営繕司知事の任命

任 命		人 名	罷 免		備 考
月	日		月	日	
閏4	24	甲斐九郎			
閏4	25	中井主水	5	4	
5	4	廣瀬左衛門・海福雪			
10	4	河村與左衛門			
10	14	鈴木忠衛門			還任
12		寺木仁右衛門			

出典『大蔵省沿革志』

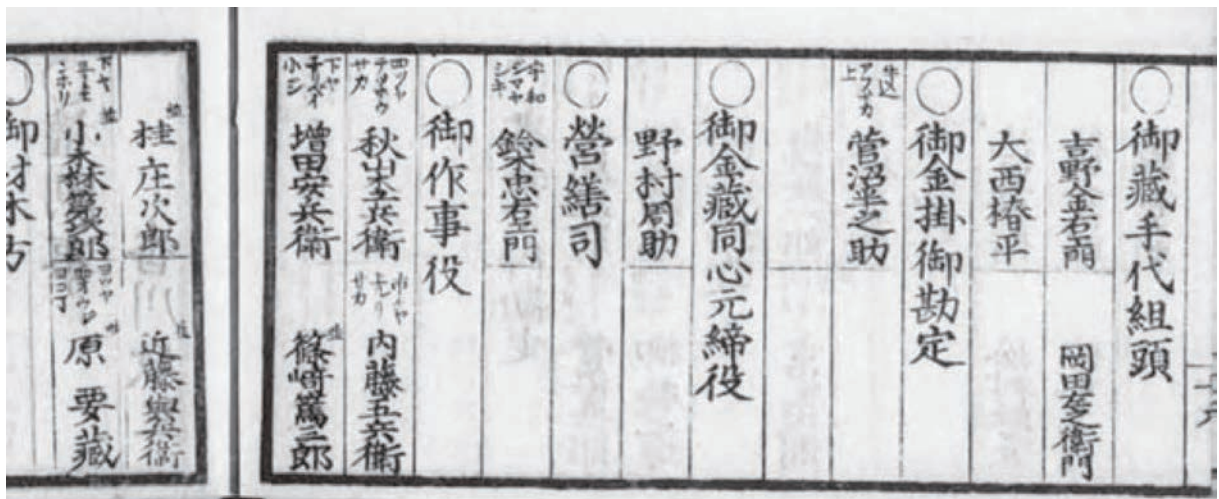
表2 『官員録』須原屋茂兵衛・和泉屋市兵衛版にみる営繕司の組織

営繕司 知司事		海福 雪 廣瀬 左衛門 河村 與惣右衛門
	東京	鈴木 忠右衛門
判司事	大坂	寺木 甚右衛門 小出 良右衛門 白川 雅楽 高石 幸次 池神 龍右衛門 三澤 右近番長 宮川 小源太
	東京	秋山 奎兵衛 増田 安兵衛 小森 弟次郎 篠崎 篤三郎 近藤 與兵衛
権判司事		森 三郎右衛門 山田 隆次郎 喜多川 四平 森田 伊太郎 樋口 賢之助

状況であると言える。

東京支署については、『東京官員録 全』（国立国会図書館蔵）（図3）により一端が明らかとなる。『東京官員録 全』（国立国会図書館蔵）も明治元年に出版されたが出版月は明かではない。

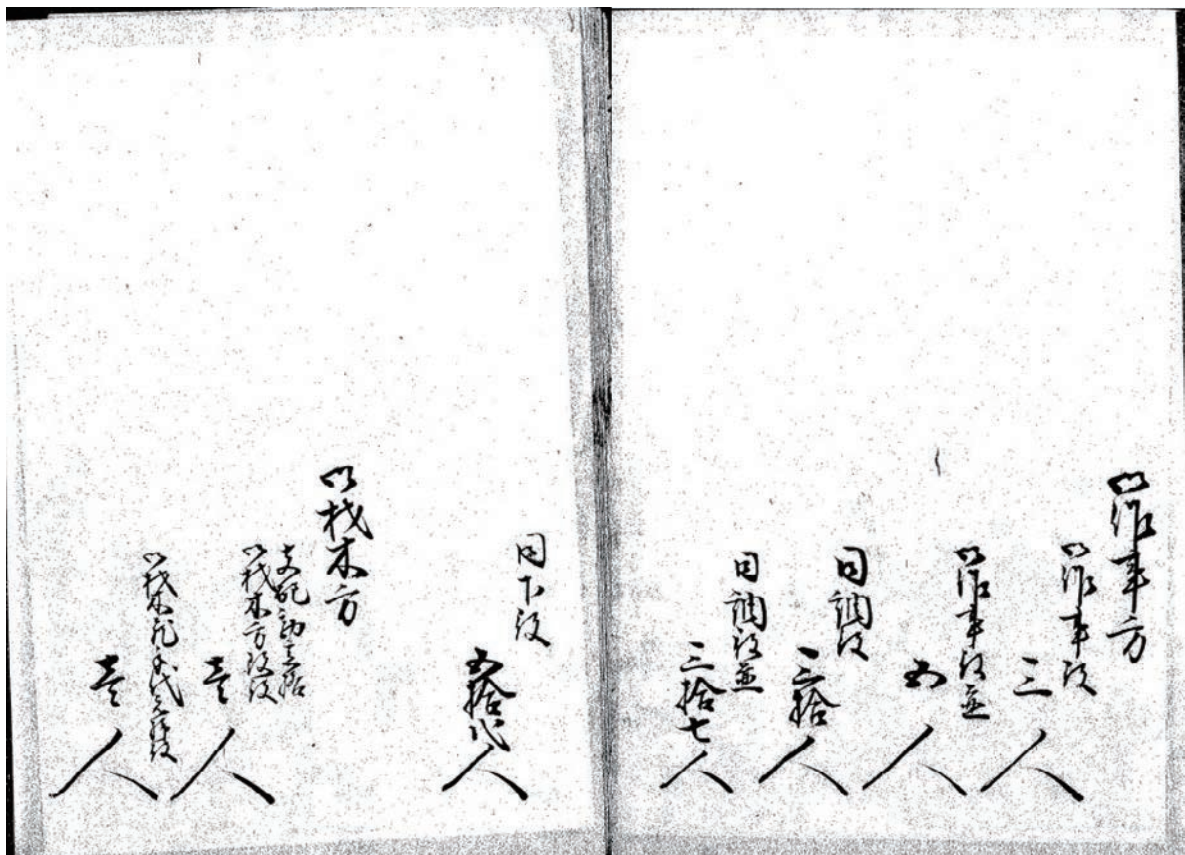
『東京官員録 全』によると、営繕司とは別に「御作事役」として8人の名前が挙げられている。このうち、秋山奎兵衛・増田安兵衛・小森次郎・篠崎篤三郎は、前出の『官員録』（須原屋・和泉屋版）において東京在勤の判司事として名前が挙げられていた。『官員録』（須原屋・和泉屋版）および『東京官員録 全』ともに出版月が明らかではないので、



【図 3】 營繕司、御作事役部分『東京官員録 全』（国立国会図書館蔵）

その前後関係はわからないが、東京在勤の判司事は御作事役を兼任していたか、あるいは何らかの過程で判司事が御作事役へ転役したと考えられる。なお、秋山奎兵衛と篠崎篤三郎は幕府・作事下奉行¹⁷、内藤五兵衛は幕府・小普請方¹⁸に属していた。

一方、明治元年10月頃に作成された『記録材料・会計局附属役々人数書』（国立公文書館蔵）¹⁹には、会計官（局）に附属していた役人の人数が書き上げられている（図4）。これによれば『東京官員録 全』でみられた「御作事役」は「御作事方」という組織の中にあつたことが明らかとなる。人数の書き上げ順から会計官「御作事方」を整理すると図



【図 4】 御作事方部分 『記録材料・会計局附属役々人数書』（国立公文書館蔵）

作事役(3人)－御作事役並(5人)－同納役(30人)－同調役並(37人)－同下役(52人)

【図5】会計局作事方の組織

5の構成になる。ただし、「御作事役」は、『東京官員録 全』には8人の名前が挙げられていたが、『記録材料・会計局附属役々人数書』では3人となっていて、組織形成過程による混乱のためか、史料によって齟齬が見られる。

なお、会計官作事方に属していた役人について、『東京府文書』を調査した結果、『東京官員録 全』に掲載されていない人名として、作事役並・榎鉦次郎²⁰、会計局作事方大鋸棟梁・南川伊豫²¹、作事下役・神田彦太郎²²を見出すことができた。このうち、榎は幕府作事下奉行、南川は小普請方大鋸棟梁であった。

さらに、会計局には大工棟梁も附属していたことが〔史料1〕から明かとなる。

〔史料1－1〕明石橋修復工事入札御達

『理事彙輯・乙部・諸綴込 明治元年』（請求番号：605.A4.15）

（略）

当御場所御普請ケ所ニ是迄差配人喜助外式人之ものえ申付目論見仕様組在方御入用凡積写いたし候上ニて諸用達其筋職分之者え入札為致候得共、此段右差配人御免相成候上は、右之者え申付候も其謂れ無之候間、会計局附之大工棟梁え当所御用申付目論見仕様組立方は勿論定式之御用をも為相勤候方可然存候間、別紙之通御達相成候様致度候

（明治元年）八月廿八日

〔史料1－2〕明石橋修復工事入札に関する請書

以書付御請奉申上候

一、当御役所定式別廉共御用向万端目論見仕出之定式諸御仕事一式引請候積被仰付、職分冥加難有仕合奉存候、依之御用向差支無之様精々奉相勤候、此段御請奉申上候、以上
辰（明治元年）八月晦日

大工棟梁
溝口 備 中 ⑩
大工棟梁世話役
三浦 金五郎 ⑩

鉄砲洲御役所

〔史料1－1〕は、築地鉄砲洲にかかる明石橋の修復工事に関して、それまで御用を務めていたホテル差配人喜助外を御免とすることになった。その代りとして、鉄砲洲役所は、新たに会計官（局）附属の大工棟梁に御用を申し付けることとなり、その決裁書である。これに対し、〔史料1－2〕において会計官（局）附属の大工棟梁・溝口備中と同世話役・三浦金五郎とが、鉄砲洲御役所へ請書を提出した。なお、三浦金五郎は幕府作事方大工棟梁²³であった。

また『東京府文書』には、会計官作事方に関する書類として〔史料2〕もある。

[史料2] 浜御庭内修理および掃除に関する掛合

『達掛合留・坤 従明治元戊辰年7月至同12月』（請求番号：605.A3.07）

（略）

東京府外国局

会計局御作事方

浜御庭内御建物並外廻り草生塵芥等之箇所明後十七日御場所え四ツ時揃にて、当局役々見分差出申候間、其御役々も同弁御差出有之度、尤其節御同所絵図面御持参有之候様いたし度、此段及御達候、以上、

辰（明治元年）十月

追啓本文之儀畳ニ候ハ、同送之積有之候、

下ケ札

御書面之趣致承知候、然ル処御場所極御急之義ニ付御庭並御茶屋向は会計局御用達肥前屋七右衛門、三河島村七郎兵衛、同所大手内御長屋取毀致草取地平均は寄場人足え申付御場所取掛申候、尤精々御入用不相嵩様取計可申積付ては仕上候上内訳帳相添御廻し可申間、右御入用御局より御出方相成候様いたし度存候、且又浜御庭絵図面之義、末々屋敷改より引渡無之、此段御挨拶旁及御掛合候、

（明治元年）十月 外国局

[史料2] は、浜御庭を管理していた東京府外国局から会計官御作事方への掛け合い記録である。明治元年10月時点、浜御庭は草木が生い茂り荒れていた。これを見かねた東京府外国局が会計官作事方へ浜御庭内にある御茶屋の修理と大牛内御長屋の取り壊しについて掛け合った。掛け合いにあたっては、東京府外国局と会計官作事方とが協同で見分するとある。その結果、御茶屋の修理は会計官御用達の肥前屋七右衛門・三河島村七郎兵衛、浜御庭大手内長屋の取り壊しは寄場人足へ申し付けることになった。

しかし、これまで述べてきた作事役・作事役並・勘定支配・勘定の役職名は、明治元年10月晦日、「維新更始ノ際東京支衛ノ吏職ニシテ幕府ノ旧称ニ沿仍セル者、此ニ至リ之ヲ改正ス。」²⁴、つまり幕府が使っていた「作事」および「勘定」がつく役職名は改称されることとなった。但し、改称後の名称は現時点で明らかでない。なお、先に挙げた役名廃止の文章により、会計官作事方が東京支署に属する役職であったことが明らかとなる。

4 幕府作事（普請）方から市政裁判所・東京府営繕方への移行

4-1 幕府作事方から市政裁判所の文書類の一部引き継ぎ

政府に会計官営繕司が置かれてから1ヶ月後、幕府作事方から市政裁判所へ幕府作事方の文書類の一部が引き継がれた。

慶応4年＝明治元年（1868）4月11日、江戸城が「無血開城」され、同年5月15日には、幕府を支持し上野の山に立てこもっていた彰義隊が新政府軍に敗北した。これに伴っ

て、同年5月19日、軍政のための江戸鎮台府が置かれた。同時に、それまで江戸の取締りにあたってきた町・寺社・勘定奉行が廃止され、それぞれ市政・寺社・民政裁判所に引き継がれた。このうち市政裁判所の設置時、幕府作事方（普請方）の事業の一部が引き継がれた²⁵。

幕府から市政裁判所への事業移行については、東京都編集の『都史紀要6 東京府の前身 市政裁判所始末』²⁶「二、市政裁判所の事業経過」（以下、『市政裁判所始末』とする。）の中で『鎮台府一件〈常務掛〉』の記述を基に整理されている。これによると、幕府から市政裁判所に引き継がれた事業は16項目ある。このうち幕府作事方に関する事柄は冒頭の2項目に記載されている〔史料3〕。

〔史料3〕 市政裁判所への事務引き継ぎ事項

『鎮台府一件』（請求番号：605．A5．06）

明治元年戊辰五月廿八日改正掛ヨリ伺

一、水道ノ儀ハ、江戸第一ノ弁用ニテ、是迄徳川作事奉行ニテ取扱罷在、専ラ江戸地方ニ関係仕候儀ニ御座候間書物類不残御受取相成候様仕度候事、

但、受負人用達等ノ名前書出可申旨御達ノ事、

附札

〔伺之通、

一、徳川屋敷新地掛等ニテ取扱候江戸地方ニ関係致シ候書物御受取相成候様仕度候事、同（附札）

〔伺之通、

一、右両條ハ会計局ノ役々モ立合被仰付取締相立、市民ノ融通ヲ相附渡世ノ弁利ヲ得候様仕度ト奉存候事、

（以下、略）

〔史料3〕は、市政裁判所改正掛から鎮台府への伺に基づいて、鎮台府が幕府から市政裁判所へ引継がせる事項を確認した文書のうち、「水道」と「土地管理」に関する項目である。これによると、「水道」は、これまで幕府の作事奉行が取り扱ってきたが、江戸の人々の生活にとって重要なものであるので関係する書物類は残らず市政裁判所が受け取りたい、とあり、これに伴って、請負人・用達などの名前を書き出して提出するよう達している。つまり、本稿「2-2 幕末期の建築・土木組織の再編成」で述べた幕府作事方の職掌のうち上水管理を政府では市政裁判所に引き継いだことになる。

また、幕府の「屋敷新地掛」に関する書物類についても、市政裁判所が受け取りたい、とある。幕府では江戸の土地管理を普請方が行っていた。

さらに、三条目にある通り、「水道」および屋敷新地の管理にあたっては、先述の政府会計官（局）の役人も立ち合い取り締まりたいとしていた。

以上から、幕府作事方から市政裁判所が「水道」と屋敷新地の管理を引き継いだことになる。さらに言えば、明和5年（1768）まで、町奉行が管理していた上水は、一旦、幕府が管理したが、明治政府になって、再び、町奉行所の流れをくむ市政裁判所の管理に戻ったことになる²⁷。

4-2 東京府司農局営繕方

慶応4年＝明治元年（1868）7月17日、明治天皇によって江戸が「東京」と改められ、新たに東京が首都となった。これに伴って、市政裁判所は廃止、市政裁判所の事業は新たに置かれた東京府に引き継がれ、職制が定められた²⁸。東京府の職制は、まず、知府事を長、判府事を副長とし、その下に、権判府事、書記、筆生が設けられた。さらに東京府を市政局と司農局²⁹の2局に分け、市政局には聴訴方・断獄方・庶務方・社寺方・出納方・記録方・捕亡方・匠作方・人馬方の9方、司農局には租税方・庶務方・営繕方・駅逋方・記録方の5方が作られた。このうち建築・土木に関する職は、司農局営繕方である。営繕方の職務について、『東京府史料・職制・1・（起明治元年5月止2年12月・）第1類・職制附諸掛事務取扱伺・第2類・庁門規則・附宿直規則諸則・第3類・諸官廃置附署局統合諸課廃置 自明治元年至明治2年』（請求番号：634. B5.17）に、「郭内聴舎・倉庫・堤防・橋梁ヲ修繕シ、水利開墾・川溝ノ汚穢ヲ掃除シ、盡ク山野河海ヲ掌ルヘシ」と書かれている。つまり、営繕方の職務は、郭内の庁舎・倉庫などの建築物および堤防・橋梁などの修繕、水利開墾川溝の掃除であった。

一方、明治元年10月2日に旧大和郡山藩上屋敷の改修工事が完了、すなわち東京府庁舎が竣工し、東京府としての行政が本格的に開始されると、翌10月3日、元町年寄・館市右衛門が、東京府から「作事掛兼帯」を言い渡された³⁰。館は、同年9月17日に、元町年寄であった樽俊之助・喜多村又四郎とともに東京府庶務方を仰せつけられていた³¹。館が作事掛兼帯となった際、館以外にも10人が新しい役職を言い渡されているが、建築・土木に関わる役職としては、「作事掛下役兼帯」に尾上与三郎、中村元助の2人が就いている³²。ただし、作事掛・作事掛下役が、東京府の職制中で、どこに位置していたのかは、現時点では明らかではない。

5 まとめ

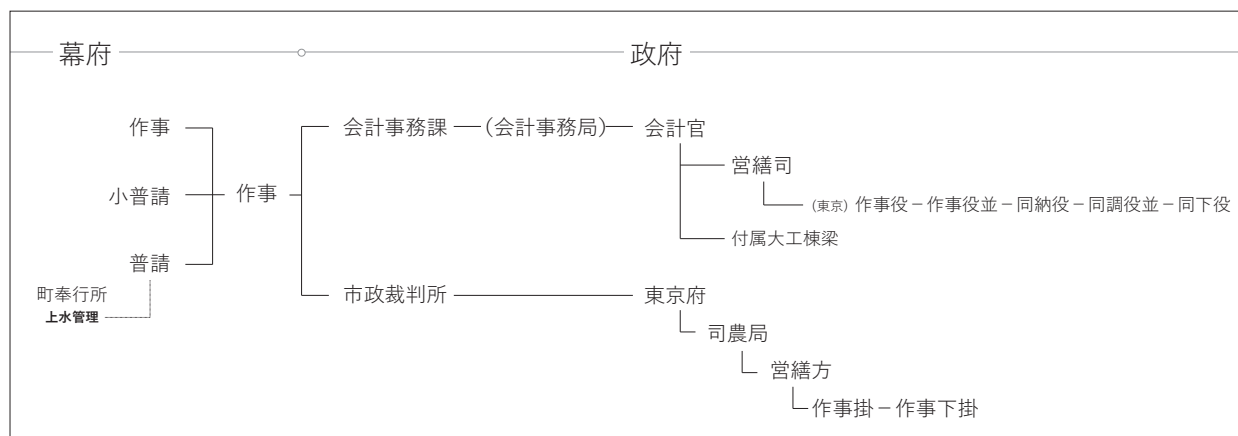
本稿では、明治元年時点での政府と東京府の土木・建築組織について、幕府組織から政府組織への移行に焦点をあて明らかにした。（図6）（附表）。

その結果、明らかになったことは次の通りである。

- ・明治政府の土木・建築組織は、慶応4年＝明治元年（1868）閏4月21日に制定された太政官七官制の元で設置された会計官営繕司が最初である。
- ・明治元年時点で、会計官営繕司東京支署には「作事方」という組織があった。作事方は、作事役－作事役並－同納役－同調役並－同下役で構成され、幕府作事方に属していた役人や職人、大工が所属した例がみられた。つまり、会計官の中に、幕府作事方の大工組織や大工が組み込まれていったことになる。しかし、「作事」は幕府が使っていた名称ということで改められた。ただし、改称後の名称は定かではない。
- ・文久2年（1862）まで幕府普請方が管理していた江戸の上水・屋敷地管理は、町奉行所の流れを汲む市政裁判所に文書類とともに引き継がれた。市政裁判所を引き継いだ東京府には司農局営繕方が置かれた。また、これとは別に「作事掛」「作事下掛」という役職が設けられ、町奉行所町年寄・館市右衛門が就任した。

以上のことから、本稿では、明治元年時点で、政府の会計官営繕司は幕府の建物と人の一部を、東京府の司農局営繕方は幕府の事業の一部を移行したことを明らかとした。

明治2年（1869）になると、政府の会計官営繕司は、7月に大蔵省営繕司、8月に民部省土木司、翌年（1870）に大蔵省営繕司へと変わっていくこととなる。一方、東京府司農局営繕方については、史料の制約上からか不明な点が多い。こうした中で、明治2年以降の政府および東京府における組織・職制改編の過程で、かつて幕府作事方に属していた人や事業そのものが、さらに活かされ新しい組織に取り込まれていったのか、あるいは近代化により淘汰していったのかについては、近代の建築・土木組織を理解する上で重要であると考え、このことは、今後の課題としたい。



【図6】江戸幕府から明治政府への建築・土木組織の移行図

附表 幕府作事方から政府の土木・建築組織への移行年表（慶応3－明治元年）

年号	西暦	月	日	事 項	
文久2	1862	6	15	普請奉行・小普請奉行が配しされる	
		9	7	小普請方御大工頭・御改役が作事下奉行支配になる 小普請方御大工頭が廃止される *旧幕府の建築・土木組織は全て作事奉行支配となる	
慶応3	1867	10	15	徳川家慶が大政を奉還し、徳川幕府が幕を閉じる	
慶応4	1868	1		会計事務科が営繕を担当する	
		2	5	会計事務局が置かれる	
		4	11	江戸城無血開城	
		閏4	21		太政官を七官にわけ、それぞれに司局を設ける 会計官営繕司を京都旧修理役所に設置する
		5	19		江戸鎮台府が置かれる
			27		旧町奉行所を引き継ぎ、市政裁判所が誕生する 旧作事奉行所簿籍を市政裁判所に置く
		7	14		会計局営繕司支署を大阪川崎旧破損方に置く
			17		江戸が「東京」と改められる
		明治元	1869	9	3
10	2				東京府庁舎が竣工する
	3				元町年寄・館市右衛門が作事掛兼帯となる
18				会計局営繕司支署を東京呉服橋内旧幕府作事役所に置く	
晦日				会計局営繕司東京支署に内にあった作事役・作事役並・勘定支配・勘定が廃止される	

参考文献

- 内閣記録局『明治職官沿革表 官庁部 上』1891年
 小中村清矩『官職制度沿革史』誠之堂、1901年
 東京都『都史紀要6 東京府の前身 市政裁判所始末』1959年
 西和夫『江戸城と本途帳』彰国社、1974年
 大蔵省記録局『大蔵省沿革志 [復刻版]』1978年
 吉田純一「III 近世 1.2.3 幕藩体制と生産組織」『新建築学大系2 日本建築史』1999年、
 pp. 358-362
 大石学（編）『江戸幕府辞典』2009年

- 1 田中義次「資料 明治前期に於ける営繕事務官制の変遷」『建築雑誌』、昭和11年7月、pp. 67-72
 2 注2に同じ
 3 藤尾直史「明治東京の工事請負体制 18-19世紀江戸東京の公的工事体制（2）」『2002年度日本建築学会関東支部研究報告書』2003年、pp. 429-432、「明治初期築地居留地工事体制について」『日本建築学会九州支部研究報告第45号』2006年3月、pp. 725-728、「明治初期築地居留地工事体制について その2」『日本建築学会東海支部研究報告書第45号』2007年2月、pp. 705-708 ほか
 4 『有徳院殿御実紀』元文4年8月2日
 5 『浚明院殿御実紀』明和5年9月13日
 6 『大猷院殿御実紀』
 7 『有徳院殿御実紀』享保3年5月28日
 8 『昭徳院殿御実紀』文久2年6月15日
 9 註8に同じ
 10 註8に同じ
 11 『明治職官沿革表巻第一 職官部上』
 12 『太政類典 官制 官庁設置 一』明治元年閏四月
 13 『太政類典 官制 官庁設置 一』明治元年七月十四日
 14 『太政類典 官制 官庁設置 一』明治元年十月十八日
 15 『大蔵省沿革志』
 16 『大成武鑑』慶応3年、出雲寺万次郎版
 17 『大成武鑑』慶応3年
 18 『大成武鑑』慶応3年
 19 『記録材料・会計局附属役々人数書』（国立公文書館蔵、請求番号：記00201100）の末尾に、「右十月二日迄追々役 召出候分書面之通御座候以上、（明治元年）辰十月」との記述があることから、本史料は明治元年10月2日までに会計局附属の役人を召出す際に作られた文書であることが分る。
 20 「飯田町二合半坂下袋町秩父栄橋上り屋敷家作共榎鉦次郎へ心附預けの儀御作事役並榎鉦次郎家来平井仇太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 慶応4年9月12日」『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（請求番号：605. A4. 22）
 元辰シ可申事
 飯田町式合半坂下袋町秩父栄橋上り屋敷家作共榎鉦次郎え心附預ケ之儀被仰渡奉候、為後日仍如件
 慶応四辰年九月十二日

御作事役並榎鉦次郎家来

平井供太郎@

上水屋敷改掛衆

*このほか、『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（請求番号：605. A4. 22）中、以下の件名にも御作事役並・榎鉦次郎の名が見られる。

「大久保4丁目小宮山守之助上り屋敷榎鉦次郎へ心附預の儀御作事役並榎鉦次郎内平井佐太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 明治元年9月25日」（綴込番号*090）、「深川小松町小宮山守之助上り屋敷榎鉦次郎へ心附預の儀御作事役並榎

鉦次郎内平井佐太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 明治元年9月25日（綴込番号*093）

- 21 「浜町山伏井戸柴村弥之助上り屋敷家作共量建具共当分心附預の件会計局御作事方大鋸棟梁南川伊豫より上水屋敷改掛衆へ請書 明治元辰年10月4日」『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（請求番号：605. A4.22、綴込番号*131）
浜町山伏井戸柴村弥之助上り屋敷家作並量建具共私え当分心附預被仰渡奉畏候、為後日仍如件、
明治元辰年十月四日

会計局御作事方

大鋸棟梁

南川伊豫

上水屋敷改掛衆

- 22 「表六番町通り河部三五郎上り屋敷家作共心附預之儀御作事下役神田彦太郎より上水屋敷改掛衆へ請書 慶応4辰年9月17日」『屋敷渡其外証文 〈屋敷改〉』（当館蔵、請求番号：605. A4.22、綴込番号：*069）
表六番町通り阿部三五郎上り屋敷家作共私え心附預之儀被仰渡奉恐候、為後日依如件、
慶応四辰年九月十七日

御作事下役

神田彦太郎◎

上水屋敷改掛衆

- 23 『大成武鑑』慶応3年
24 『大蔵省沿革志 元年十一月 本官』pp.30-31
25 『鎮台府一件<常務掛>』（当館蔵・請求番号：605. A5.06）
26 東京都編集『都史紀要6 東京府の前身 市政裁判所始末』昭和34年3月、pp.75-127
27 『浚明院殿御実紀』
28 『東京府史料・職制・1（起明治元年5月止2年12月）』第1類・職制附諸掛事務取扱伺・第2類・庁門規則・附宿直規則諸則・第3類・諸官廃置附署局転合諸課廃置 自明治元年至明治2年』（請求番号：634. B5.17）
29 「郡政局」と記された文書もある。
東京都公文書館HP「東京府組織の変遷 明治元年～明治18年：1868-1885」
https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0702f_hensen_m1.htm 2019/12/16 アクセス
30 「館市右衛門町事務掛申付ノ件」『明治元年・順立帳・1』（請求番号：632. E1.02）
31 「辰九月 樽俊之助外式人東京府市政局庶務方被仰付候ニ付町年寄書物類当府江可納旨仰渡一件」『明治元年・順立帳・1』（請求番号：632. E1.02）

樽 俊之助
喜多村 又四郎
館 市右衛門

右三人儀東京府市政局庶務方被 仰付候ニ付以来拙者共都て同様の勤方ニ付御成候哉、且之町年寄書物類当府江可相納旨被 仰渡候由、右は向後いつれ之向に而引取可相成哉御問合申候事、

（明治元年）九月十七日

庶務方

調役頭取衆

調 役衆

書物類は一ヶ所え取纏メ差置、其余御書面之通御心得可然□□候

- 32 「館市右衛門町事務掛申付ノ件」『明治元年・順立帳・1』（請求番号：632. E1.02）